

中山間地域等直接支払制度（令和2～6年度）の
知事が定める特認基準について
（案）

1 知事が定める基準（特認基準）について

国が交付対象として定める地域（8法地域）以外の地域でも、自然的・経済的・社会的条件が悪い地域が存することから、耕作放棄の発生懸念が大きい農用地は対象とすることが適当であるとして、都道府県知事が地域の実態に応じた基準（特認基準）を設けることができるとされているもの。

2 特認地域基準の設定の考え方

(1) 国が定めた特認基準のガイドラインに準じる基準

特認地域の基準に係る基準①（継続）、②（継続）及び③のb（継続）は、国が定めた特認基準のガイドライン（中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）別記4）に準じて設定する。

(2) 県独自の特認基準

特認地域の基準に係る基準③のa（継続）及び④（新設）は、県独自の特認基準として設定する。

(3) 基準④を新設する背景・考え方

- 第4期対策の特認地域で、地域内の一部にニュータウンなどの人口拡大区域が発生し、人口減少率（2010～2015年）の要件（3.5%以上）を満たすことができず、第5期対策より特認地域から外れる地域があった。
- このような地域では、一部の人口拡大区域以外での人口推移に大きな状況変化がなく、農業生産活動を維持するため、施策の継続性を担保する必要性があることから、基準④を新設し、第4期対策で特認地域に指定された地域に限定して適用するもの。

	国が定めたガイドライン	岩手県の特認基準（案）
地域の要件	次のいずれかの要件を満たす地域 (1) 8法地域に地理的に接する農用地 (2) 農林統計上の中山間地域(地域区分は旧市町村単位) (3) 三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たすこと。 ア 農林業従事者割合が10%以上 または農林地率が75%以上 イ DIDからの距離が30分以上 ウ 人口減少率が3.5%以上 かつ人口密度150人/k㎡未満	次のいずれかの基準を満たす地域 基準① 8法地域に地理的に接する農用地 基準② 農林統計上の中山間地域(地域区分は旧市町村単位) 基準③ a又はbに該当する地域 a 法指定地域に隣接し、次のアからウまでの要件を全て満たす地域(独自基準) ア 農林業従事者割合が10%以上 又は農林地率が75%以上 イ DIDを含まない地域 ウ 人口減少率が3.5%以上 又は人口密度150人/k㎡未満 若しくは市町村財政指数が0.42以下の地域 b 法指定地域に隣接せず、次のアからウまでの要件を全て満たす地域 ア 農林業従事者割合が10%以上 又は農林地率が75%以上 イ DIDからの距離が30分以上 ウ 人口減少率が3.5%以上 かつ人口密度150人/k㎡未満

	国が定めたガイドライン	岩手県の特認基準（案）
地域の要件		<p><u>基準④ 第4期対策で特認地域に指定された地域で、次のア、イの要件を満たす地域</u></p> <p><u>ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上</u></p> <p><u>イ DID（人口集中地区）を含まない又はDIDからの距離が30分以上の地域</u></p>
農用地の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・田で1/100以上、畑、草地、採草放牧地で8度以上 ・自然条件により小区画・不整形な田 ・草地化率が70%以上の草地 ・高齢化率・耕作放棄率が高い農地 ・8法内の知事が定める基準の農用地 	<ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜農用地（田で1/20以上、畑、草地、採草放牧地で15度以上） ・緩傾斜農用地（田で1/100以上、畑、草地、採草放牧地で8度以上） ・自然条件により小区画・不整形な田 ・高齢化率（40%以上）・耕作放棄率（田8%、畑等15%以上）が高い農地

3 該当地域の算出方法

基準① 8法地域に地理的に接する農地

- ・センサス集落単位で指定する。

基準② 農林統計上の中山間地域

（資料：農林水産省公表資料 「農林統計に用いる地域区分の改定について（平成25年3月28日改正）」
の3の（2）の農業地域類型区分）

基準③は、次のとおりとする。

（1）旧町村単位の場合

- ア 農林業従事者割合が10%以上（農林業従事者数÷総人口）
（資料：2015年農林業センサス農林業経営体調査結果、2015年国勢調査）
- イ 農林地率が75%以上（（経営耕地面積＋林野面積）÷総土地面積）
（資料：2015年農林業センサス農林業経営体調査結果）
- ウ 人口減少率3.5%以上（（2010年総人口－2015年総人口）÷2010年総人口）
（資料：2015年国勢調査結果、2010年国勢調査結果）
- 人口密度150人/k㎡未満（2015年総人口÷総土地面積）
（資料：2015年国勢調査、2015年農林業センサス農林業経営体調査結果、）
- 市町村財政力指数0.42以下（平成28～31年度の財政力指数の合計÷3）
（資料：県政策地域部市町村課業務資料調べ）

（2）センサス集落単位の場合

- ア 農林業従事者割合が10%以上（農林業従事者数÷15歳以上人口）
（資料2015年農林業センサス農林業経営体調査結果、2015年国勢調査又は市町村業務資料）
- イ 農林地率が75%以上（経営耕地面積＋林野面積）÷総土地面積
（資料：2015年農林業センサス農林業経営体調査結果又は市町村業務資料）
- ウ 人口減少率3.5%以上（（2010年総人口－2015年総人口）÷2010年総人口）
（資料：2015年国勢調査結果又は市町村業務資料、2010年国勢調査結果又は市町村業務資料）
- 人口密度150人/k㎡未満（2015年総人口÷総土地面積）
（資料：2015年国勢調査結果又は市町村業務資料、2015年農林業センサス農林業経営体調査結果又は市町村業務資料）

岩手県における特認基準について(令和2年度改正案)

中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B38号農林水産事務次官依命通知)第4の1の(10)の特認地域及び同2の(6)の特認基準を下記のとおり定める。

1 特認地域の基準

次のいずれかの基準を満たす地域

基準① 8法地域に地理的に接する農用地

基準② 農林統計上の中山間地域

基準③ a又はbに該当する地域(旧町村(昭和25年2月1日時点の市町村)単位。センサス集落単位での指定も可)

a 法指定地域に隣接し、次のアからウまでの要件をすべて満たす地域

ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上

イ D I D(人口集中地区)を含まない地域

ウ 人口減少率(2010年から2015年)が3.5%以上若しくは人口密度150人/km²未満又は当該地域の属する市町村財政力指数が0.42以下である地域

(センサス集落単位で指定する場合の法指定地域との隣接は、センサス集落が存在する旧町村単位が接していることで判断する。但し、下線部の財政力指数は要件から除く。)

b 法指定地域に隣接せず、次のアからウまでの要件をすべて満たす地域

ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上

イ D I Dからの距離が30分以上の地域

ウ 人口減少率(2010年から2015年)が3.5%以上かつ人口密度150人/km²未満である地域

基準④ 第4期対策で特認地域に指定された地域で、次のア、イの要件を満たす地域

ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上

イ D I D(人口集中地区)を含まない地域、又はD I Dからの距離が30分以上の地域

※ 下線の箇所が今回の変更点

2 特認基準(対象農用地の基準)

上記1の地域の中で、急傾斜農用地、自然条件により小区画・不整形の田、緩傾斜農用地及び高齢化率^{※1}・耕作放棄地率^{※2}の高い農地

※1: 高齢化率の高い農地: 65歳以上農業従事者数割合が40%以上

※2: 耕作放棄地率の高い農地: 田: 8%以上、畑(草地含む。)15%以上

(補足)

関係用語について

用語	趣旨
8 法地域	<p>次の①～⑧のいずれかの法律に該当する地域のこと。</p> <p>うち、岩手県は、①、②、③の三法が該当。</p> <p>① 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（特定農山村法）</p> <p>② 山村振興法</p> <p>③ 過疎地域自立促進特別措置法（過疎法）</p> <p>④ 半島振興法</p> <p>⑤ 離島振興法</p> <p>⑥ 沖縄振興特別措置法</p> <p>⑦ 奄美群島振興開発特別措置法</p> <p>⑧ 小笠原諸島振興開発特別措置法</p>
農林統計上の 中山間地域	<p>農林水産省において集約している統計データ上、農業地域類型区分を4区分（都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域）に分類し、そのうち、「中間農業地域」または「山間農業地域」に該当する部分を農林統計上の中山間地域という。</p> <p>農業地域類型区分は、旧市区町村及び市町村をDID面積、人口密度、宅地、耕地及び林野の割合に着目し、類型化したものである。</p>
旧町村	昭和25年2月1日現在の市町村を旧市町村単位という。
センサス集落	農林業センサス農林業経営体調査上で使用している「農業集落」を言い、市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会をいう。
D I D	<p>人口集中地区（Densely Inhabited District）の略語である。内容は、町村合併、新市の創設による市域の拡大などにより、市部・郡部別の地域表章が必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなったことから、これに代わるものとして昭和35年国勢調査で設定されたものである。</p> <p>人口集中地区は、国勢調査の各回の調査ごとに設定されており、人口密度約4,000人/k㎡以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地域をいう。</p> <p>「D I Dから30分の距離」とは、D I D地区の中心地から対象要望のある特認地域の中心地まで乗用車で国道等一般道を利用した場合の所要時間で判定する。</p>
市町村財政力 指数	市町村の財政力を示す指数であり、この指数が大きいほど財政力が強いとされている（財政力指数＝基準財政収入額／基準財政需要額（3年平均））。過疎法において、過疎要件の一つに財政力指数0.42以下が設けられている。